

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 457

2025年 7 月号 JULY

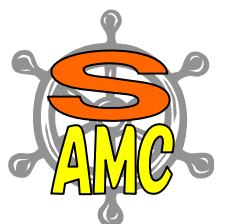


今月のお知らせ

R7年分所得税の予定納税減額申請書提出期限 7/15

R7年分所得税の第1期予定納税の納付期限 7/31

- ✎ 退職金・小規模企業共済・iDeCo の受け取り方
- ✎ 熱中症対策が義務化
- ✎ はしやすめ ・土用(どよう)の話
- ✎ 税務まめ辞典 ・住宅ローンの連帯債務とペアローンの違い



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町 1 丁目11 番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

退職金・小規模企業共済・iDeCoの受け取り方

会社からの退職金以外にも、小規模企業共済や iDeCo（イデコ）を一括で受け取った場合は退職金と同じ扱いとなります。退職金には退職所得控除があります。

退職所得控除額の計算方法

退職金は勤続年数（小規模企業共済等は掛金年数）に応じて退職所得控除があります。勤続年数が20年以下までは1年間につき40万円の退職所得控除があり、21年目からは70万円に増え、勤続年数（掛金年数）が30年の場合、退職所得控除は1,500万円となります。

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 ×（A） ※80万円に満たない場合は80万円
20年超	800万円 + 70万円 ×（A - 20年）

※1年未満の端数は1年に切り上げ

退職所得の計算方法

$$（退職金 - 退職所得控除） \times 1/2 = 退職所得の金額$$

※勤続年数が5年以下の役員等の場合は1/2の計算の適用なし

※勤続年数が5年以下の役員以外の場合は退職所得控除後が300万円を超える部分の金額については1/2の計算の適用なし

同じ時期に退職金と小規模企業共済の一時金を受け取った場合

それぞれの勤続年数（掛金年数）に応じた退職所得控除があるのではなく、重複した勤続年数（掛金年数）を除外して退職所得控除を計算することになります。（退職所得の調整規定）

例えば勤続年数30年、小規模企業共済の加入期間25年の役員が退職金2,000万円、小規模企業共済の一時金1,000万円を同じ時期に受け取った場合は以下ようになります。

	H7.4月A社入社	H12.4小規模加入	R7.3A社退職
【A社】	勤続30年		退職金2,000万円
【小規模企業共済】		掛金25年	一時金1,000万円

$$\begin{array}{ccccccc} \text{退職金} & \text{一時金} & \text{退職所得控除} & & & \text{退職所得} \\ (2,000\text{万円} + 1,000\text{万円} - 1,500\text{万円}) & \times 1/2 = & 750\text{万円} \end{array}$$

先に小規模企業共済を受け取り、5年空けて退職金を受け取った場合

同じ時期に退職金を支給したとみなされるのは「支払いを受け取る年の前年以前4年以内」かどうかで判定されます。（5年ルール）

例えば令和7年中に小規模企業共済の一時金を受け取った場合は、令和6年・令和5年・令和4年・令和3年の4年間で他に退職金を受け取っていないければ同じ時期とはみなされず、それぞれの勤続年数（掛金年数）に応じた退職所得控除を差し引くことができます。

逆に会社から退職金の支給を受けて、5年空けて小規模企業共済の一時金を受け取っても同様に、それぞれの勤続年数（掛金年数）に応じた退職所得控除を差し引くことができます。

	H7.4月A社入社	H12.4小規模加入	R7.3小規模受取	R12.3退職
【A社】	勤続35年			退職金2,000万円
【小規模】		掛金25年		一時金1,000万円

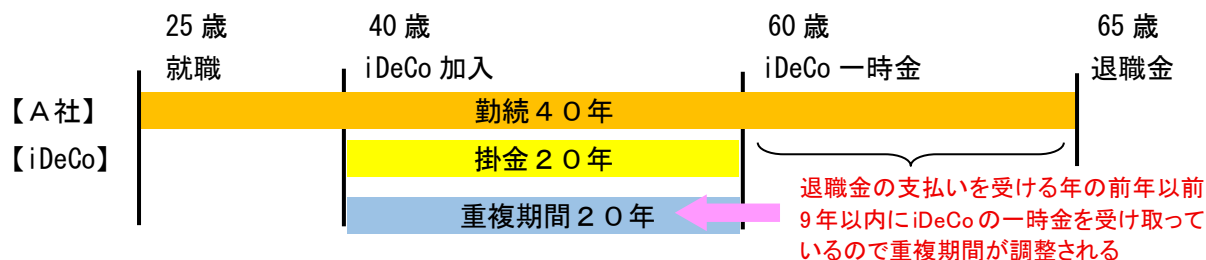
退職金の支払いを受ける年の前年以前4年以内に退職金を受け取っていないので重複調整の対象外

$$\begin{array}{ll} \text{◎ A社退職金の退職所得控除} & 1,850\text{万円} \quad \text{【}800\text{万円} + 70\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年})\text{】} \\ \text{◎ 小規模企業共済の退職所得控除} & 1,150\text{万円} \quad \text{【}800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})\text{】} \end{array}$$

令和8年1月から iDeCo の一時金を受け取る場合は調整の対象

税制改正により小規模企業共済を含む退職金を受け取った場合、「支払いを受ける年の前年以前9年以内」に iDeCo などの「確定拠出年金 (DC)」の一時金を受け取っていれば退職所得控除が重複する勤続年数 (掛金年数) は除外されてしまいます。(10年ルール) ※ iDeCo → 退職金の順で受けた場合

例えば25歳で就職し40歳で iDeCo に加入、60歳で iDeCo の一時金を受け取り、65歳で会社からの退職金を受け取った場合は重複する期間は調整されてしまいます。

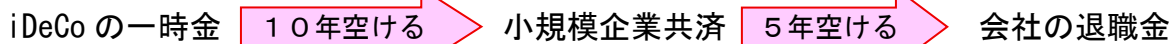


iDeCo 一時金 → 小規模企業共済 → 会社の退職金の順で受け取るのが理想

iDeCo などの確定拠出型年金の一時金を受け取った場合、「支払いを受ける年の前年以前19年以内」に退職金を受け取っていれば重複する期間は除外されてしまいます(20年ルール) ※ 退職金 → iDeCo の順

退職金を先に受け取ってしまうと、勤続年数 (掛金年数) を除外されないためには20年後でなければ iDeCo の一時金を受け取ることができません。

例えば60歳で iDeCo の一時金、70歳で小規模企業共済、75歳で会社からの退職金を受け取るケースでは重複期間を除外する必要はなく、それぞれの勤続年数 (掛金年数) に応じた退職所得控除を計算することができます。



年金として受け取れば調整の対象外

iDeCo や小規模企業共済については年金として受け取る方法も選択できます。その場合は退職所得ではなく、雑所得となりますので重複の調整はありません。また、公的年金扱いとなりますので年金と同様に控除があります。ただし、年金で受け取るにはそれぞれいくつか条件がありますので注意が必要です。

熱中症対策が義務化



梅雨が明けた途端に一気に気温が上昇し、連日の猛暑となっています。熱中症の重篤化を防止するため、令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正されています。この改正では事業者に対して熱中症対策が義務付けられています。

具体的に、「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う場合は、①熱中症患者の早期発見のための報告体制の整備や、②熱中症の悪化を防止する措置の手順を定め、③それぞれ作業従事者に対して周知させなければなりません。

熱中症対策を怠った場合、6か月以下の懲役拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

熱中症を生ずるおそれのある作業とは

WBGT (暑さ指数) 28度又は気温31度以上の環境下で、連続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

※ WBGTは湿度・輻射熱・気温を組み合わせた指標で、測定器やスマホのアプリで簡単にチェックすることができます

熱中症対策のため行う冷房付き休憩室の整備や空調服・送風機・WBGT測定器の購入、断熱改修などの省エネ対策に対する各種補助金 (業務改善助成金・エイジフレンドリー補助金・働き方改革推進支援補助金) もありますので詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

はしやすめ

土用(どよう)の話



「土用」とは雑節のひとつで正式には「土旺用事」と言います。雑節は中国を起源とする1年を24等分した二十四節気だけでは十分に季節を読み取れないとして考えられた日本独自の暦のことです。

万物は木・火・土・金・水の5元素からなる五行思想（五行説）という自然哲学があり、「春は木」「夏は火」「秋は金」「冬は水」として、余った「土」には季節の変わり目が割り当てられ、これを「土用」と言います。土用は年に4回あり立春、立夏、立秋、立冬の直前18日間を指しますが、今年もすでに半年が過ぎ、残すところ夏の土用（7/19～8/6）と秋の土用（10/20～11/6）の2回となります。

土用といえば「土用の丑の日」にウナギを食べる習慣が有名ですが、土用の期間中に土いじりや草むしり、新築購入や増改築、就職や転職、結婚や結納、開業や開店、引越しや旅行は避けたほうが良いという事はあまり知られていないようです。

なぜ土いじりがダメなのかというと、陰陽道における土公神という土を司る神様が「春はかまど」「夏は門」「秋は井戸」「冬は庭」と季節ごとに場所を移動し、土用の期間中は土の中にいるといわれているため、土を動かしてはいけないといわれているからです。

また、昔から土用の期間の移動はどの方角も良くないといわれており、特に土用の期間に凶とされる方角を土用殺といい、「春は南東」「夏は南西」「秋は北西」「冬は北東」の方角への引越しや旅行は避けるべきと考えられていました。

そして土用は季節の変わり目にあたるということで体調を崩しやすく精神的に不安定になりやすいことから、医学が発達していなかった頃は就職や結婚、開業など新しいことを始めるのは避けて静かに過ごしたほうが良いとされていました。

何かと制限される土用ですが、年に4回、それぞれ18日間もある土用の期間にまったく何もできないと農作業もできず生活に支障がでるため、土公神が土から出て天上界へ行っている「間日」という特定の期間や、土用に入る前からすでに始めていた作業については土用の期間中でも土を動かしても良いといわれています。暑い日が続いておりますので何はともあれ、まずはウナギを食べてから考えることにしましょう。

税務まめ辞典

住宅ローンの連帯債務とペアローンの違い

夫婦共働きが当たり前になってきたことに加え、住宅価格の高騰に伴い、最近は住宅ローンを夫婦で借りるケースが増えてきました。

夫婦で住宅ローンを組むメリットは、1人で借りるよりも多くの金額を借りることができるということです。その際の住宅ローンの形態には「連帯債務」と「ペアローン」という2つの方法があります。

どちらも合算した収入で申し込むことに変わりはありませんが、その内容は異なります。

【連帯債務の特徴】

- ・ひとつの契約で片方が主債務者、もう片方が連帯債務者となる
 - ・主債務者が団体信用生命保険に加入し、一般的に連帯債務者は加入できない（連生団信を除く）
 - ・夫婦でひとつの借入金を返済するので片方の収入が減っても支払いは変わらない
 - ・主債務者が死亡した場合は住宅ローン0円
- #### 【ペアローンの特徴】
- ・2つの契約でそれぞれが主債務者となるので返済期間もそれぞれ自由に設定できる
 - ・夫婦それぞれがお互いの連帯保証人となるので、片方が返済できなくなった分の債務を負うが、自分の分しか住宅ローン控除を受けられない

連帯債務とペアローンの相違点

	連帯債務	ペアローン
債務者	夫：主債務者 妻：連帯債務者	夫婦どちらも主債務者
契約書	夫婦で1つの契約書	夫婦それぞれ2つの契約書
住宅ローン控除	夫婦どちらも控除あり	夫婦どちらも控除あり
ローン返済口座	夫：主債務者名義の口座	夫婦それぞれの口座
団体信用生命保険	夫：主債務者が加入	夫婦どちらも加入
夫が死亡した場合	ローン残高は0円	夫のローンは0円、妻のローンは残る
妻が死亡した場合	ローンはそのまま残る	妻のローンは0円、夫のローンは残る